

魚沼市山村振興計画

(平成28年度～平成36年度)

平成28年3月

新 潟 県 魚 沼 市

山村振興計画書

都道府県名		市町村名			作成年度
新潟県		魚沼市			平成 27 年度
振興山村名	湯之谷村 (旧湯之谷村)	藪神村 (旧広神村)	須原村、上条村 (旧守門村)	入広瀬村 (旧入広瀬村)	
指定番号	昭和 41 年 (第 108 号)	昭和 43 年 (第 363 号)	昭和 40 年 (第 27 号)	昭和 42 年 (第 219 号)	

I. 地域の概況

(1) 自然条件

魚沼市は、平成 16 年 11 月 1 日に堀之内町、小出町、湯之谷村、広神村、守門村及び入広瀬村の 2 町 4 村が合併して誕生した市である。

新潟県の南東部に位置し、南は群馬県、東は福島県に接し、東西約 37 km、南北約 52 km にわたり、面積は 946.76K m² と新潟県全体の 7.5% を占めている。

地形は、西側を魚沼丘陵、東側を三国山脈で挟まれた山間地で、南東側には駒ヶ岳 (2,002.7m)、平ヶ岳 (2,141m)、北東側には守門岳 (1,537.6m)、浅草岳 (1,585.5m) といった山々が連なっている。標高は、魚野川沿いの平坦地の約 100m から 2,000m までの広い範囲に及んでいる。

気候は、典型的な日本海型気候で、過去 10 年間の平均積雪期間は約 140 日で 1 年の約 3 分の 1 におよび、最大積雪深が 370cm を超える日本有数の豪雪地帯である。一方、夏季は盆地特有の高温多湿となる。

本市における山村振興法に基づく振興山村は、昭和 40 年度から昭和 43 年度にかけて 5 地域が指定され、その面積は約 805k m² となっており市全体の 85% を占めている。さらに、市全域が過疎地域及び特別豪雪地帯に指定されている。

(2) 人口の動向

平成 22 年における振興山村指定地域の人口は、15,595 人で本市人口の 38.6% を占めている。これを平成 12 年と比較すると 2,239 人、12.6% 減少しており、市全体の減少率 11.1% より 1.5 ポイント高くなっている。

また、65 歳以上の高齢人口の変化を平成 12 年と平成 22 年で比較すると、市全体では 690 人増加し 11,974 人 (高齢化率 29.7%)、本地域では 93 人増加し 4,735 人 (高齢化率 30.3%) となり、さらに、年少人口は、市全体では 1,754 人減少し、今後も少子高齢化の傾向は強まるものと推測される。

注) 人口 ; 国勢調査人口、積雪観測地点 ; 魚沼市須原地内 (守門庁舎)

年齢階層別人口の動向

(単位：人、%)

年度	振興山村				市全体			
	総数	0～14歳	15～64歳	65歳以上	総数	0～14歳	15～64歳	65歳以上
平成12年	17,834 (100%)	2,675 (15.0%)	10,517 (59.0%)	4,642 (26.0%)	45,386 (100%)	6,956 (15.3%)	27,131 (59.8%)	11,284 (24.9%)
平成22年	15,595 (100%)	1,929 (12.4%)	8,931 (57.3%)	4,735 (30.3%)	40,361 (100%)	5,202 (12.9%)	23,184 (57.4%)	11,974 (29.7%)

出典：国勢調査

注) 平成12年、平成22年の市全体の年齢別の内訳が総数と一致しないのは、「年齢不詳者(平成12年15人、平成22年1人)」がいるため。

(3) 社会・経済条件

ア 土地利用の状況

本地域の土地利用状況は、森林が88.5%、耕地が1.9%となっており、耕地のうち95.4%が水田となっている。高齢化の進行に伴い、条件不利地の耕作放棄の増加が懸念される。

土地利用の状況

(単位：ha)

年度	市全体				
	総数	耕地面積			林野
		田	畑等		
平成12年	94,693	3,563 (3.8%)	3,045 (3.2%)	518 (0.5%)	80,051 (84.5%)
平成22年	94,693	3,356 (3.5%)	2,871 (3.0%)	485 (0.5%)	80,154 (84.6%)

出典：世界農林業センサス

年度	振興山村					
	総数	耕地面積			林野	耕作放棄地
		田	畑等			
平成12年	80,567	1,554 (1.9%)	1,467 (1.8%)	87 (0.1%)	71,078 (88.2%)	58 (0.07%)
平成22年	80,544	1,531 (1.9%)	1,461 (1.8%)	70 (0.09%)	71,271 (88.5%)	94 (0.12%)

出典：世界農林業センサス

イ 産業構造

本地域においては、昭和30年代までは稲作を中心とした農業が基幹産業であった。その後の社会情勢の変化などに伴い、第1次産業の就業者の減少が続く一方で製造業、建設業、サービス業などの第2次・第3次産業への就業者が増大してきた。

平成22年の国勢調査における産業別就業者数は、第1次産業887人、第2次産業2,668人、第3次産業4,145人となっている。

本地域の農業は、中山間地域、積雪寒冷地という自然条件の厳しい中、そのほとんどが水稲単作経営で、1戸あたりの経営面積は少なく、農家戸数の約8割が第2種兼業農家及び自給的農家で占められている。

林業は、材木価格の低迷や流通量において輸入材に押されるなど森林所有者の経営意欲は低下しており、就労者は25人にとどまっている。

第2次産業の就業者は、就業人口の34%を占め、食料品、電気機械、一般機械、金属加工などの製造業と建設業に大別できる。製造業の多くは小規模事業所であり、不安定な経営を余儀なくされている。また、建設業は、公共事業の減少などにより経営の縮小、企業整理、新規業種への参入・業種転換などが進むものと予想され、今後、地域経済に大きな影響を及ぼすものと思われる。

第3次産業の就業者は、就業人口の54%を占めている。卸売・小売業と観光施設や旅館、飲食業などで占めるサービス業に大別できる。卸売・小売業は、小規模経営が多く、経営者の高齢化が進んでいることから活力を失っている。また、旅行形態の変化や旅行者のニーズの多様化に伴う団体客の減少により観光関連産業が低迷している。

産業別就業人口の動向

(単位：人、%)

年度	振興山村				市全体			
	全体	1次産業	2次産業	3次産業	全体	1次産業	2次産業	3次産業
平成12年	9,757 (100%)	1,008 (10.3%)	4,116 (42.2%)	4,633 (47.5%)	23,530 (100%)	2,316 (9.9%)	9,796 (41.6%)	11,418 (48.5%)
平成22年	7,700 (100%)	887 (11.5%)	2,668 (34.6%)	4,145 (53.9%)	20,072 (100%)	2,184 (11.0%)	6,690 (33.8%)	10,945 (55.2%)

出典：国勢調査

注) 平成22年の市全体の産業別の内訳が総数と一致しないのは、「分類不能者(253人)」がいるため。

ウ 財政の状況

本市の財政は、これまで行財政改革に取り組んできた結果、近年では財政状況を表す指標が改善しているものの、構造的に市税収入をはじめとした自主財源が少ないうえ、平成 27 年度からは普通交付税の通減措置が始まっており、依然として厳しい状況にある。

(単位：千円)

区 分	平成 17 年度	平成 20 年度	平成 25 年度
歳入総額 A,	32,810,996	25,587,061	29,668,811
一般財源	17,867,724	16,759,407	17,965,256
国庫支出金	3,037,670	1,282,498	2,156,405
県支出金	3,179,782	1,898,221	1,873,092
地方債	4,080,600	2,687,300	3,159,600
うち過疎債	589,200	268,700	242,900
その他	4,645,220	2,959,635	4,514,458
歳出総額 B	31,966,187	25,106,549	27,751,216
義務的経費	12,021,214	10,993,189	9,894,599
投資的経費	8,774,176	3,161,021	4,840,407
うち普通建設事業	4,875,106	3,148,578	3,979,850
その他	11,170,797	10,952,339	13,016,210
過疎対策事業費	3,117,420	2,293,354	4,023,321
歳入歳出差引額 C(A-B)	844,809	480,512	1,917,595
翌年度へ繰越すべき財源 D	257,510	91,184	430,501
実質収支 C-D	587,299	389,328	1,487,094
財政力指数	0.282	0.350	0.299
公債費負担比率 (%)	26.6	24.7	16.2
実質公債費比率 (%)	21.9	22.5	10.7
経常収支比率 (%)	97.2	92.3	85.4
将来負担比率 (%)	—	152.1	36.1
地方債現在高	36,594,644	31,850,297	30,354,054

出典：市町村財政の状況／新潟県

II. 現状と課題

(1) これまでの山村振興対策の評価と問題点

旧守門村が昭和40年度、旧湯之谷村が昭和41年度、旧入広瀬村が昭和42年度、旧広神村(藪神村)が昭和43年度に振興山村の指定を受け、それから現在まで第一期、第二期、第三期、新山村、及び第五期山村振興計画を策定し、社会生活環境の整備、交通網の整備、国土保全事業などを中心に各種施策を講じてきた。社会生活環境施設等の整備は進んだものの、中山間地という地形条件や厳しい気象条件に加え、少子高齢化及び人口減少に歯止めがかからず、地域活力の低下と地域コミュニティの機能低下が懸念される。

(2) 山村における最近の社会、経済情勢の変化

本地域の基幹産業である農業は脆弱な構造であり、継続的な営農システムの構築と農政改革に対応できる地域農業の再編が必要である。また、地域経済において大きな位置を占める建設業も、公共事業の見直しにより市場の縮小が避けられない。

このような中であって地域経済を支える地場産業の競争力の強化が重要になっている。

(3) 山村における森林、農用地等の保全上の問題点

本地域は「魚沼産コシヒカリ」に代表される良質米の生産地であり、古くから稲作が地域経済と生活基盤を支えてきたものの、近年の後継者不足や担い手の高齢化によって、地域の活力が低下している。

条件不利地における生産性の向上には課題も多いが、地域ぐるみの農地の保全対策と効率的な生産条件の整備を図り、耕作放棄地の発生を防ぐ必要がある。

また、豊かな森林資源を有するものの、生産効率の低さや担い手不足から森林整備が遅れているため、今後は森林が持つ国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全等重要な役割を再認識し、生産基盤の整備や担い手育成を一層進める必要がある。

(4) 山村における新たな課題等について

平成27年度の魚沼基幹病院及び魚沼市立小出病院の開院により、初期医療から高度医療までを提供する体制が整備されたが、将来にわたってその体制を維持できるよう医療資源の育成などに取り組む必要がある。

少子化の傾向が顕著であり、精神的にも経済的にも子どもを安心して産み、育てられる環境の整備が求められている。また、児童・生徒数の減少にともない複式学級の設置が余儀なくされる学校もあり、学校規模の適正化、通学区域の再編が課題となっている。

過疎高齢化が進行する中で、公共交通の重要性が増している。鉄道、路線バス、乗合タクシー等の交通資源の有効活用に加え、将来を見据えたコミュニティバスの導入の検討など、市民生活の足として通学、通院、買い物など地域の実情に対応した持続可能な公共交通体系の整備が課題となっている。

III. 振興の基本方針

本地域の振興を図るため、各種事業を展開してきたところであるが、依然として人口減少が続く中で、農林業の後継者不足による農地や森林などの管理機能の低下や、急激な少子高

齢化の進展による地域活力の停滞が懸念される。また、良好な地域コミュニティの形成にも大きな影響を及ぼしている。

そのため、自然や伝統文化など地域の既存の財産を見つめなおし、地域内外との交流を活発に進めることにより、だれもが生き生きと暮らすことのできる地域づくりを振興の基本的な方向とする。また、各種施策を総合的・有機的に組み合わせて実施することにより健康で豊かな生活が営まれ、住民自らが誇りのもてる地域づくりを図っていく。

森林は国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全等の公益的機能を有することを認識し、開発と保全の調和のとれた整備に努める。

これらを達成するための重点振興施策は、次のとおりとする。

- 1 産業基盤の整備
- 2 交通・情報通信網の整備
- 3 文教施設の整備

IV. 振興施策

1. 交通施策

- (1) 域内外の交通の円滑化と、住民の一層の交通の利便を図るため、道路の維持・整備を進める。
- (2) 冬期間の交通確保を図るため、道路除雪体制や融雪施設を整備する。
- (3) 生活交通確保計画に基づき、市民の大切な足としての民間バス路線の維持確保を図り、移動制約者に配慮していく。

2. 情報通信施策

- (1) 市内どこでも情報が早く的確に伝わることを目指すとともに、地域に密着した情報を発信できる環境整備及び公共施設や商業施設、観光施設等への公衆無線 LAN の設置をすすめる、情報通信技術を利用した利便性の高い地域の実現を図る。

3. 産業基盤施策

- (1) 農業の生産性向上、担い手への農地の集積を図るため、ほ場、農道等を整備する。
- (2) 林業従事者の減少と高齢化を踏まえ、林業施業の効率化やと森林資源の活用を図るため、林道網の整備等を行う。

4. 経営近代化施策

- (1) 農産物の品質向上と生産拡大をすすめる、6次産業化、農商工連携、ブランド化により商品開発や販売活動を支援し、地域農業の活性化と農業者の所得向上を図る。
- (2) 地元産木材の需要拡大と低質材の有効活用及び生産基盤の整備による生産コストの縮減を図り、人材の育成及び安定供給体制の整備により雇用の創出、所得の向上を図る。

5. 地域資源の活用に係る施策

- (1) 豊かな地域資源を活用した生産品のブランド化や消費者のニーズを創造するものづくりを推進する。また、商品開発や技術開発を支援し、新しいビジネスの展開をすすめることにより地域産業の活性化を図る。

- (2) 地産地消をはじめとした安全・安心な地場産品の消費拡大に向けた仕組みづくりを推進する。
 - (3) 森林や里山づくりにより産出されるさまざまな森林資源の地産地消を推進するとともに、木質バイオマスエネルギー^{*1}の有効利用と新たな利活用の取組を図る。
6. 社会、生活環境施策
- (1) 快適な居住環境の向上と自然環境を保全するため、上下水道施設を整備する。
 - (2) 人口が減少する中で住民の安全な生活を確保するため、消防団や自主防災組織等の消防防災体制の充実とともに防火水槽及び小型ポンプ付積載車等の消防施設の整備を図る。
7. 文教施策
- (1) 教育環境の充実を図るため、小・中学校施設を整備する。また、通学対策としてスクールバスの整備を行う。
 - (2) 歴史的建造物の保護や民俗文化財の発掘保存を進め、地域の文化財を積極的に活用・伝承する。
9. 高齢者福祉施策
- (1) 高齢者が住みなれた地域で安心して自分らしい生活を送ることができるよう、高齢者福祉サービスの充実や環境整備を進める。
 - (2) 地域や関係機関と緊密に連携しながら在宅医療・介護・福祉が一体となった仕組みづくりをすすめる。
10. 未婚化・晩婚化施策及び子育て施策
- (1) 非婚化、晩婚化を解消していくため、企業等と連携した出会いイベントの企画・実施や結婚相談業務を行うなど、結婚支援の取組の充実を図る。
 - (2) 妊娠から出産、子育て期にわたる切れ目ない母子保健対策の充実と、妊娠・子育てに関する経済的支援の充実を図る。
また、保育ニーズの多様化に対応するため、地域と連携した子育て支援の充実を図る。
11. 集落整備施策
- (1) 広範な地域課題への対応や活力ある地域活動をすすめるため、全地域へのコミュニティ協議会の設立と、その活動を積極的に支援する。
13. 交流施策
- (1) 都市との交流を進めるための人材育成、体験プログラムの開発等を進める。
 - (2) 地域外との交流や地域おこし協力隊の拡充による豊かな地域資源の発掘、積極的な情報発信、田舎暮らし体験、空き家の有効活用などを通じて、活力ある地域づくりに向けた移住者・定住者の増加を図る。
14. 国土保全施策
- (1) 森林の保全を図るため、間伐等を行う。

^{*2} 木質バイオマスエネルギー：バイオマス（動植物から生まれた再生可能な有機資源）のうち樹木に由来する自然エネルギーで、薪、木炭、木質チップ、木質ペレットなどがある。

- (2) 森林整備のため、森林施業計画作成の支援及び森林整備地域活動への支援を行う。
- (3) ボランティア活動を通じた住民参加の森づくりを推進する。

15. 森林、農用地等の保全施策

- (1) 渇水期の干ばつ被害の軽減及び洪水時の農地保全を図るため、かんがい排水路等を計画的に整備する。また、中山間地域等直接支払交付金や多面的機能支払交付金を活用する。
- (2) 森林の有する多面的機能が十分発揮されるよう適切な森林整備を計画的に進めるため、森林整備地域活動支援交付金を活用する。

16. 担い手施策

- (1) 地域の合意のもと農業の担い手を明確化し、これら担い手の経営安定に向けた支援を行う。
- (2) 農業経営の法人化を促進するとともに、法人組織の経営規模の拡大のため、施設、機械整備に対し支援を行う。
- (3) 男女平等に関する意識づくり・教育環境づくりを通じて、職場・家庭・地域社会等のあらゆる場面で、男女がともに参画できる社会づくりのため環境整備を推進する。
- (4) 古くから生業として行われてきた炭焼や木工等について、伝統技能継承希望者を募り、就業に向けた支援を行い、次代を担う技術者の育成を図る。

17. 鳥獣被害防止施策

- (1) 農水産物に食害等の被害を与えるサル、タヌキ、カラス、カワウ等の野生動物について、個体数調整・追払い等により農水産物の被害防止を図る。
- (2) 市鳥獣被害対策実施隊を設置し、関係機関と連携しながら効率的な対策を行う。

V. 産業振興施策促進事項の有無

産業振興施策促進事項の記載	記入欄 (該当する欄に○を記入)
記載あり (別紙参照)	
記載なし	○

VI. 他の地域振興等に関する計画、施策等との関連

本地域は、振興山村の指定のほか、過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域、豪雪地帯対策特別措置法に基づく特別豪雪地帯、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律に基づく特定農山村地域、新潟県中山間地域活性化基本方針において対象とする地域、農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域に指定され、さらに地域の一部が辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律に基づく辺地に指定されている。

振興山村地域の活性化に向け「魚沼市過疎地域自立促進計画」、「第二次魚沼市総合計画」及び「魚沼市まち・ひと・しごと創生総合戦略」との整合を図りながら、各種施策を展開することとする。

さらに、本地域の一部は、越後三山只見国立公園（45,849ha）、尾瀬国立公園（1,156ha）に指定されており、自然景観の保全と周辺の景観との調和に留意し、施策の推進を図るものとする。